

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【公表番号】特表2008-540019(P2008-540019A)

【公表日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2008-046

【出願番号】特願2008-511859(P2008-511859)

【国際特許分類】

A 6 1 H 33/00 (2006.01)

A 4 7 K 3/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 33/00 T

A 6 1 H 33/00 3 1 0 F

A 4 7 K 3/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月15日(2009.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

立っている使用者を立位において受け入れ、立位からリクライニング位へと角度位置を変更させ、該リクライニング位にて前記使用者を入浴させ、使用者をもとの立位へと戻す動作が可能なマルチポジション装置を備えたことを特徴とする入浴システム。

【請求項2】

請求項1において、前記マルチポジション支持装置は、背部支持部と、着座部と、脚支持部と、足支持部とを備え、前記足支持部は前記マルチポジション支持装置が立位になった際に床面に近接することを特徴とする入浴システム。

【請求項3】

請求項2において、前記マルチポジション支持装置は、さらにバネ部表面を備え、少なくともひとつの前記バネ部表面にはスプリングラーが少なくともひとつ組み込まれたことを特徴とする入浴システム。

【請求項4】

請求項1から請求項3のいずれか一項において、前記マルチポジション支持装置は、水を保持することが可能であることを特徴とする入浴システム。

【請求項5】

請求項4において、前記マルチポジション支持装置は、少なくとも使用者の背中が水中に浸るのに必要な水位を保持することを特徴とする入浴システム。

【請求項6】

請求項4において、前記マルチポジション支持装置は完全なリクライニング状態において完全な水平状態ではなく、背部支持部は上端が開いたものであることを特徴とする入浴システム。

【請求項7】

請求項1から請求項5のいずれか一項において、さらに、センサーを備えて、前記マルチポジション支持装置が衝突する危険性のある対象物を検出するよう作動し、前記マルチポジション支持装置が検出された対象物へ衝突しないように防止することを特徴とする入

浴システム。

【請求項 8】

請求項 1 から請求項 7 のいずれか一項において、前記マルチポジション支持装置は、さらに、少なくともひとつのエンジンを備えてその角度位置を変位すると共に、使用者が脱落してしまう角度位置に達しないようにしたことを特徴とする入浴システム。

【請求項 9】

請求項 1 から請求項 8 のいずれか一項において、前記マルチポジション支持装置の足下部分は、前記マルチ支持ポジション支持装置が立位の状態となった際に、足支持部の下部に位置する排水管を覆うことを特徴とする入浴システム。

【請求項 10】

マルチポジション支持装置を用いて立った状態の使用者を受け入れ、使用者を予め定められたリクライニング位へと移し、使用者を予め定められたリクライニング位で入浴させてから、使用者を立った状態へと戻すことを特徴とする入浴方法。

【請求項 11】

請求項 10 において、前記の使用者を予め定められたリクライニング位へと移す過程は、使用者を後方へと傾斜させて、予め定められた中間的傾斜角に達した後、前記使用者を予め定められたリクライニング位へと移すものであることを特徴とする入浴方法。

【請求項 12】

マルチポジション支持装置を用いて立った状態の使用者を受け入れ、使用者を予め定められた座った状態へと移し、使用者をその予め定められた座った状態で入浴させてから、使用者を立った状態へと戻すことを特徴とする入浴方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

さらに、リクライニング状態から座った状態の間で移動することが可能な入浴システムが求められる。

さらに、座った状態と立った状態との間で調節可能な入浴システムが求められる。

さらに、拡散噴出水の温度調節をすることが求められる。

さらに、一定の流量に操作される揚水部を備えた入浴システムが求められる。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0132

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0132】

本発明の典型的実施例において、バネ部は、バネの硬さを異なった程度にすることが可能であり、それによりバネの硬さの程度が異なるバネ部を個別的に相互に結合しうるだけではなく、バネの硬さという点においてバネ部を調整することが可能としたものである。バネの硬さが異なることにより、頭部のよう身体の敏感な部分をよりよく支持することを可能にしたものである。